

千葉県最低賃金ならびに特定(産業別)最低賃金に関する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの真摯なご対応に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことを受け、企業活動や経済活動は完全に再開している。千葉県内では、すべての産業において従来にも増して人手不足が深刻化している。

2024年春季生活闘争では、労使の懸命な努力で賃金の引き上げに取り組まれているが、物価高に追いつかず、実質賃金額は下がり続けている。大幅な賃上げができたのは、一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。生産年齢人口の減少が不可避である中、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が2023年9月に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で1,140円、単身者世帯でも月額188,000円であり、現在の千葉県の最低賃金1,026円で1日8時間、1か月22日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。全国の最低賃金が時間給1,000円以上を目指すとともに、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,140円を目指し、積極的な審議を強く要請するものである。

地域別最低賃金の「全労働者について賃金の最低限を保障する安全網」とは別に、特定(産業別)最低賃金の役割・意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する点、公正な賃金設定、企業間における公正競争に資する点にあります。また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、労使の前向きな議論が必要です。賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申出しているということをご尊重していただきたく、下記の通り意見を申し出るものです。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるよう、千葉県においては連合リビングウェイジに基づく生活に最低限必要な額として1,140円を目指し、今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

特定(産業別)最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上

千葉地方最低賃金審議会

会長 大澤 克之助 様
千葉労働局
局長 岩野 剛 様

2024 年度 最低賃金に関する要請書

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことを受け、企業活動や経済活動は完全に再開している。特に、観光業・ホテル業・旅客業(航空、鉄道等)などの産業は、コロナ禍に企業活動が停滞していたが、回復している。千葉県内では、すべての産業において従来にも増して人手不足が深刻化している。

2023年春季生活闘争では、労使の懸命な努力により賃金の引き上げは行われたが、物価高に追いつかず、実質賃金額は下がり続けている。大幅な賃上げができたのは、一部の大企業にとどまり、千葉県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。

また、超少子化・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、社会全体の生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」が必要であり、賃上げが必要不可欠なものとなっている。

連合が 2023年9月に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェイジ」)は時間給で 1,140円、単身者世帯でも月額 188,000 円 であり、現在の千葉県の最低賃金 1,026 円で 1 日 8 時間、1 か月 22 日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国の最低賃金が時間給 1,000 円以上になるよう、千葉県における引上げに積極的な審議を強く要請するものである。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるように、今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

特定(産業別)最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上

2024年6月



JAM東京千葉 千葉県連絡会

会長

労組名

JAM東京千葉
葛飾精鋼労働組合

代表者名

ほか27団体から提出あり